

新見市教育委員会 1月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和2年1月23日(木) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	城井田 二 郎
職務代理者	松 井 健 一
委 員	住 本 克 彦
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	鹿 島 隆
教育総務課長	高 瀬 広 視
学校教育課長	上 田 博 文
生涯学習課長	名 越 伸 明
学校教育課参事	光 島 由 忠
教育総務課庶務係長	三 村 真 司

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和2年1月23日(木) 午後3時30分から午後5時13分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前回会議録の承認

高瀬課長

(新見市教育委員会 11月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案4件、協議・報告4件等について説明を行う。)

城井田教育長

前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

城井田教育長

(前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員

(教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

城井田教育長

それでは、「6 議事」に移ります。

説明者が退席中のため、順番を変えまして「議第4号」から先に説明をお願いします。

6 議 事

議第4号 新見市公民館条例の一部を改正する条例について

名越課長

議第4号 新見市公民館条例の一部を改正する条例について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今回の条例改正は、哲多地域の公民館の再編に伴って行うものです。哲多地域では、新砥公民館、哲多総合センターの外、5つのコミュニティセンターがあります。公民館の配置について、他の地域と統一するため図に示している形態で考えています。哲多地域以外の旧町については、総合センターの中に公民館がある状況ですので、哲多地域もそれに合わせます。また、哲多地域での公民館事業の平準化や、哲多地域全体での生涯学習推進に繋げるために改正するものです。哲多総合センターに哲多公民館を、新砥公民館を哲多公民館新砥分館に、夢ひろば萬歳を哲多公民館萬歳分館に再編するものです。また、来年度から会計年度任用職員という制度が始まりますので、関係の条文を改正します。併せて、建物の名称や使用料の見直しも行います。以上です。

城井田教育長

この改正は、実態に合わせるというものです。哲多地域は、もともと哲多総合センターで公民館事業を行っています。新砥公民館は、名前は公民館となっていますが、具体的な事業としては十分な対応がで

きていないのが現状で、以前から地元からも改善要望が出ていましたので、それに合わせるものです。併せて萬歳地域の夢ひろば萬歳も哲多公民館萬歳分館と位置づけるものです。

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第4号は承認とします。

このまま「議第7号」までを審議していただき戻りたいと思いますので、「議第5号」の説明をお願いします。

議第5号 新見市哲多コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について

名越課長

議第5号 新見市哲多コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。先ほど議第4号で説明した、夢ひろば萬歳を哲多公民館萬歳分館に位置づけることに伴い、このコミュニティセンター条例も一部改正するものです。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第5号は承認とします。

次に「議第6号」の説明をお願いします。

議第6号 新見市中央図書館条例の一部を改正する条例について

名越課長

議第6号 新見市中央図書館条例の一部を改正する条例について説明させていただきますので、資料をご覧ください。新見市中央図書館については、市民の読書活動の推進と多様な学びの場を提供するため、運用状況や利用者ニーズを踏まえ多くの方に利用してもらえる図書館を目指すため改正するものです。1点目は、図書館内の施設使用料の改正です。施設のうち会議室は、現在の特別会議室から名称を変更し料金を下げるもので、和室、市民学習室もそれぞれ下げます。また、特別使用料の設定を廃止します。2点目は、先ほども説明しました、会計年度任用職員に関わる改正です。以上です。

城井田教育長

いろいろな方に利用してもらいやすい施設にするために、利用料金を下げることで特別使用料を廃止するもので、施設面積を根拠に料金を設定しています。

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井職務代理者

この条例案そのものについて意見するものではないのですが、運用ということについて、私の理解が間違っているのかもしれませんが、

この会計年度任用職員というのはいわゆる任期付き職員ですよ。これによって、専任司書や正規職員が減るということはないという確認です。図書館の役割は、学校との関連も含めて非常に大きいと思います。中央図書館の機能は非常に大切で、司書の役割は非常に大事だと思っています。一部新聞等の報道にもありましたが、学校司書を置くことに対して、将来はA Iが代行できるからという理由で、国会決議に反対したといった報道がありましたが、私はとんでもない暴論だと思いました。是非、図書館の専任司書については、落ち着いた雇用条件の中で図書館の充実に寄与できるよう、維持あるいは増員をお願いしたいと思います。

城井田教育長

現在の4名体制に変更はありません。あと、司書の資格をもった臨時の職員が2名おります。実は新年度から、今、学校へ司書事務職員という名前で3名を配置しているのですが、そこも中央図書館の所属にして、皆が一体的に対応できるような仕組みにしていきたいと思っています。この中央図書館を拠点にしていきたいと考えています。子どもが活字に触れる機会は絶対に必要で、これはA Iに変わるものではないと思っています。

外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第6号は承認とします。
次に「議第7号」の説明をお願いします。

議第7号 新見市中央図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

名越課長

議第7号 新見市中央図書館条例施行規則の一部を改正する規則について説明させていただきますので、資料をご覧ください。1点目は、開館時間及び閉館時間の改正です。現在は、午前10時から午後8時までとなっておりますが、これを午前9時から午後7時までに改正するものです。ただし、施設内にある音楽練習室は、午前9時から午後10時までとしたいと思います。図書館で各種データをとったところ、遅い時間の利用が少ないため、他の地域の状況を参考に、時間設定しました。音楽練習室についても、仕事が終わってからの遅い時間までの利用が可能になれば使いやすいという利用者の声を聞き変更するものです。もう1点が休館日に関する改正です。現在は、12月29日から翌年1月3日、館内整理日、特別整理期間ということで休館日を設けていますが、それに毎月曜日を加えるという改正です。図書館では、読書活動推進事業、多様な学習事業を行っていますが、その事業の更なる充実と職員の勤務の効率化、資質の向上を図るため、必要な時間を確保するために改正するものです。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井職務代理者

月曜休館については、市民の意見等は聞かれたような経緯はあるのでしょうか。旧新見図書館と比較して、休館日が減ったことに非常に利便性が良くなったと感じたものですから、ここで戻るということはどうなのかなという印象は拭えません。限られた人員ですから、そこで学校との連携を強化していこうとすると、今の開館日を維持していくことが困難であるということはわかるのですが、市民の方がみたらどのように感じられるか危惧します。

名越課長

今、図書館が開館して3年目となりますが、運用形態を勘案すると職員同士が一堂に会する機会が少ないということがあります。いろいろな事業を考えていく時に、落ち着いて考える場を設ける必要があるのではという思いで月曜日の休館を考えました。利用者のご意見というところですが、きちんとした形で調査したわけではないのですが、実態として月曜日の利用は他の曜日に比べて落ちる傾向にありますので、そのことも踏まえての提案です。

鹿島部長

休館日が増えることで、利用者にとっては利用日数が減るというマイナスイメージは大きいのですが、現在の運用の中で月1回の月曜日の休館日を使って、その時に唯一全職員が集まって情報共有や蔵書整理ができるといった状況です。そのような中で、先ほど職員の資質向上という話もありましたがそういった機会を増やして、休館日は増えるのですがその分職員の質やサービスの向上を図るということで、全体的に図書館の質を上げていこうという動きの一環とご理解ください。他市の図書館の状況も確認しましたが、ほとんどの公立の図書館が月曜日を休館にしている中で、現状からすればサービスの低下に移るのですが、過度な変更にはならないだろうと判断しました。

松井職務代理者

わかりました。丁寧な説明が欠かせないと思います。利用者の皆さんへの説明はもちろん、中央図書館としてどのような機能を強化していきたいのかといったことを、わかりやすい言葉で説明されるということと、このことを広く周知し、利便性が後退するということではなくむしろ図書館の強化が是非必要だということを広報していただきたいと思います。同時に、効果が上がるよう学校や公民館とタイアップした図書活動を広く推進してください。

城井田教育長

開館当初は、休館日が少なく人を多く配置して、フェイス・トゥ・フェイスで対応していく図書館であるということでスタートしています。3年経過したところでの大きな変更になりますので、必要なことだと思います。本をベースにした生涯学習講座の提供を積極的に行っていきますので、そのあたりをしっかりとまとめたものが、理解してい

ただくために必要だと思えます。丁寧に対応できるよう考えます。
外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第7号は承認とします。
では、元に戻って「議第1号」に入る前に、先ほどの件について説明をお願いします。

高瀬課長 先ほどの学校に配られた文書についてですが、学校教育課から1月17日(金)の日付で配付されていきました。基の文書は、12月10日(火)に岡山県教育庁保健体育課からきているのですが、学校薬剤師の助言をいただいて衛生管理に努めるという内容でした。その基は、岡山県学校薬剤師会会長から「学校給食の衛生管理に関する学校薬剤師の協力体制をとっているの、積極的に相談してください。」という文章を受けて、県が周知を依頼する文書でした。お断りしなければならぬのが、本市から送った文書が「学校薬剤師から専門的な指導助言など協力が得ることを周知します。」で、県からの文書は「協力が得ることができることを周知願います。」となっており、すこしあやふやになっているため、受けた学校が得なければならぬと理解し、ご相談したのだと思えます。

城井田教育長 誤解を招く可能性があるかと理解すれば良いのですか。

高瀬課長 県の文書をそのまま通知するのであれば、誤解すると思えます。薬剤師会は「積極的に関わる体制をとっています。」ということなので、言い方をかえれば「相談してください。」という趣旨なので、文書の訂正までは必要ないと思えます。

城井田教育長 今の趣旨について、必要であれば校長会等で確認させていただきます。
それでは「議第1号」の説明をお願いします。

議第1号 新見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

光島参事 議第1号 新見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてについて説明させていただきますので、資料をご覧ください。2点の改正ですが、先ず1点目は、支援認定資格研修の実施機関について、現行は都道府県知事のみでしたが、指定都市市長が加わりました。2点目は、放課後児童クラブにおける資格を持たない支援員、いわゆる「みなし支援員」の経過措置が終了し、従うべき基準が、参酌化されることに伴い規則

を改正するものです。改正された児童福祉法において、施行後3年を目処にとありますので、現在の平成32年を3年延ばし令和5年まで期間を延長するものです。現時点で研修を終えていない支援員もいますので、期間を延長することで必要な資格を得て欲しいと考えています。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第1号は承認とします。
次に「議第2号」の説明をお願いします。

議第2号 新見市放課後児童健全育成事業費補助金取扱要領の一部改正について

光島参事

議第2号 新見市放課後児童健全育成事業費補助金取扱要領の一部改正について説明させていただきますので、資料をご覧ください。これも2点の改正で、先ず1点目ですが3ページをご覧ください。現在、支援員には1時間当たり1,010円、補助員には860円の単価で賃金をお支払いしていますが、会計年度任用職員の任用が開始することに伴い、単価の改正を行うものです。2点目は4ページをご覧ください。放課後児童クラブの会計の外部委託に伴い、委託料の項目を追加する必要が生じたので改正するものです。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第2号は承認とします。
次に「議第3号」の説明をお願いします。

議第3号 新見市市費負担教員の任用等に関する規則の一部を改正する規則について

上田課長

議第3号 新見市市費負担教員の任用等に関する規則の一部を改正する規則について説明させていただきますので、資料をご覧ください。例年この時期に付議しているもので、市費負担教員の給料にかかる規則の改正です。勤務条件や給料については、県費に準じており、県の給料表の改定がありましたので合わせて改定するもので、4月1日に遡及して適用します。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第3号は承認とします。
次に「協第1号」の説明をお願いします。

協第1号 令和元年度卒業式への教育委員の出席について

上田課長

協第1号 令和元年度卒業式への教育委員の出席について説明させていただきますので、資料をご覧ください。卒業式への出席についての依頼です。今年度は小学校も中学校もそれぞれ同一日なので、どこか1校へ出席いただきたいと思います。裏面には、認定こども園と幼稚園の卒園式の日程をあげています。もし、是非ここへ行きたいというご希望がありましたら教えてください。

城井田教育長

それでは、順次決めていきたいと思います。

(以下、各委員で日程調整。)

それでは、決まった内容を確認します。

先ず小学校ですが、思誠小が住本委員、高尾小が長谷川委員、上市小が溝尾委員、神代小が松井職務代理者。中学校は、一中が住本委員、哲多中が松井職務代理者。認定こども園については、新見中央が長谷川委員、新見南が溝尾委員、哲西が松井職務代理者です。あとは、教育長と事務局で出席します。ということによろしいでしょうか。

各委員

(了解の声)

城井田教育長

では、協第1号は承認とします。もしご都合等ができましたら早めにご連絡ください。

次に「協第2号」の説明をお願いします。

協第2号 令和2年度入学式への教育委員の出席について

上田課長

協第2号 令和2年度入学式への教育委員の出席について説明させていただきます。来年度4月の入学式につきましても、ご出席をお願いします。来年度は、4月7日(火)に始業式をする関係で、小学校は4月9日(木)、中学校は4月8日(水)に実施します。今年度の入学式まで、小学校は数が多いため市長部局と教育部局で交互に半分ずつ出席していたのですが、校長会からの相談もあり、教育委員会では来年度の入学式から全ての学校に出席することとしました。認定こども園等については、お祝いの言葉を贈るのみで、出席はしていません。委員の皆様のご都合で決めていただければと思います。

城井田教育長

それでは、順次決めていきたいと思います。

(以下、各委員で日程調整。)

それでは、決まった内容を確認します。

先ず小学校ですが、思誠小が私、井倉小が長谷川委員、刑部小が松井職務代理人、神代小が溝尾委員。中学校ですが、新見南中が松井職務代理人、大佐中が長谷川委員、哲多中が溝尾委員です。あとは、事務局で出席します。ということによろしいでしょうか。

各委員

(了解の声)

城井田教育長

では、協第2号は承認とします。こちらも、もしご都合等ができましたら早めにご連絡ください。

次に「協第3号」の説明をお願いします。

協第3号 本郷小学校児童のスクールバス乗車について

三村係長

協第3号 本郷小学校児童のスクールバス乗車について説明させていただきますので、資料をご覧ください。1ページに対象児童を記載していますが、指定校変更で当該小学校に通学することになった児童です。両親が共働きのため送迎できるものがおらず、当該小学校の学区内に申請保護者の義弟が居住しており、スクールバスに乗車できれば最寄りのバス停までの迎えの協力を得ることができるということで、安全な通学の確保の観点から申請されたものです。指定校変更の場合、原則として保護者の責任において送迎することになっていますが、今回の案件については、対象児童に対するいじめの状況が認知されていたことから指定校変更を認定した経緯もありますので、乗車を認めていただきたいと思いますと考えます。学校長をはじめ、民生委員、児童委員からの同意する旨の意見をいただいています。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

住本委員

いじめの認知による教育的事情について、可能な範囲で教えてください。

上田課長

11月の定例会で指定学校変更申請を承認いただいた案件の児童です。

城井田教育長

6年生児童による「いじめ」という訴えにより認知されたもので、学校も対応していたのですが最終的には保護者の同意が得られず、指定校変更によって児童の就学を優先して、弟がいるこの小学校へ通わせたいというのが前回の内容でした。指定校変更なので保護者の送迎が基本で、それを前提で指定校変更から3カ月目を迎えている状況です。

上田課長

今の学校では、非常に快活で安定しています。

住本委員	わかりました。
城井田教育長	外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。
各委員	(無しの声)
城井田教育長	無いようですので、協第3号は承認とします。 次に「報第1号」の報告をお願いします。

報第1号 令和元年度園・所訪問の実施報告について

上田課長	報第1号 令和元年度園・所訪問の実施報告について説明させていただきます。委員の皆様には、訪問いただいた後、定例会で報告いただいたことを踏まえ、担当者の意見も加えたものを報告書としてまとめました。この場では読み上げませんので、また目を通しておいてください。
城井田教育長	ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。
各委員	(無しの声)
城井田教育長	以上で議事は終了しました。

7 閉 会

城井田教育長	1月定例教育委員会をこれで閉会します。 長時間ありがとうございました。
(閉会時刻)	(午後5時13分)